

八ヶ岳高原学園使用料の免除申請について

下記に該当される方については、少年自然の家八ヶ岳高原学園の使用料が免除となります。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（他の道府県知事等から療育手帳の交付を受けている方を含みます。）
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 4 1から3までの方が個人で使用する際に当該者を介護する方（一人に限ります。）

申し込み方法

1 申請書の記入

予約の際に記入する使用申請書とは別に、「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園**使用料減額・免除申請書**（以下「免除申請書」という。）」に必要事項を記入し、文京区教育委員会（学務課施設担当）に提出してください。郵送または持参で提出してください。なお、郵送の場合は手帳のコピーを同封し、持参の場合は手帳の呈示をしてください。

2 承認書の交付

免除申請書の提出後、文京区から「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園**使用料減額・免除承認書**（以下「免除承認書」という。）」を利用者に交付します。

3 その他

- (1) ご不明な点は文京区教育委員会学務課までお問い合わせください。
- (2) 利用日当日、学園職員に免除承認書の呈示をお願いします。

【問合せ先】 文京区教育委員会学務課施設担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21

TEL 03-5803-1296